

【令和 4 年度第 3 回農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金について

- 1 令和 4 年度の実績（見込み）について 【P 1】
- 2 令和 5 年度の計画について 【P 3】
- 3 宮城県内における中山間地域等直接
支払交付金の集落協定の活動について 【P 4】
- 4 棚田地域振興法に係る宮城県の取組 【P 6】



登米市沢田集落協定援農ボランティアの様子（R1）

1. 令和4年度の実績（見込み）について

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続し、農用地の有する多面的機能を維持・発揮するための制度であり、令和4年度の実績（見込み）は以下のとおり。

（1）取組面積等

R5.2.1時点

	R3実績	R4実績見込	増減	対前年度比率
市町村数	13	13	0	100%
協定数	216	216	0	100%
取組面積(ha)	2,221	2,234	13	101%

○主な増減の理由

- ・新規協定の設立（栗原市（1））
- ・協定の廃止（気仙沼市（▲1））
- ・新規協定の設立による面積増（栗原市（4））
- ・既存協定の面積拡大（丸森町（1）、栗原市（6）、登米市（1）、気仙沼市（6））
- ・既存協定の面積減（角田市（▲2）、七ヶ宿町（▲1）、仙台市（▲1））
- ・協定の廃止による面積減（気仙沼市（▲1））
- ・市町村別の実績については表1のとおり

（2）交付額

（単位：千円）

	R3実績	R4実績見込	増減	対前年度比率
交付額(総額)	332,021	338,252	6,231	102%
国費	160,253	163,444	3,191	102%
県費	85,884	87,404	1,520	102%
市町村費	85,884	87,404	1,520	102%

- ・通常地域：「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」、「離島振興法」の指定地域
負担割合：国1/2，県1/4，市町村1/4
- ・県特認地域：通常地域以外で4法指定地域に地理的に接する農用地など
負担割合：国1/3，県1/3，市町村1/3

○主な増加理由

- ・取組面積の増加による増

（3）活動実績

①担当者会議，支援研修会等の実施

i) 市町村担当者会議

- ・令和4年5月18日
- ・市町村担当者及び県地方振興事務所担当者を対象に，事業説明や会計検査院の動向等について説明。
- ・参加者：49名

ii) 協定活動支援研修会

- ・令和5年2月13日（予定）
- ・基調講演，情報提供等の研修会をWeb形式により開催。
- ・参加者：約200名

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査（12月～令和5年3月実施）

- ・実施要領の運用に基づき，各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて，県地方振興事務所も同席して指導支援。

(表1) 中山間地域等直接支払交付金 市町村別交付額一覧表

市町村名	R3実績			R4実績見込			増減		
	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数 集落協定	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数 集落協定	交付面積 (ha)	交付額 (千円)	協定数 集落協定
白石市	134	25,625	8	134	25,625	8	0	0	0
角田市	47	9,896	4	45	9,444	4	▲ 2	▲ 452	0
七ヶ宿町	172	15,721	5	171	15,608	5	▲ 1	▲ 113	0
川崎町	62	4,982	3	62	4,959	3	0	▲ 23	0
丸森町	550	71,993	27	551	74,499	27	1	2,506	0
仙台市	182	18,572	11	181	18,340	11	▲ 1	▲ 232	0
大和町	44	7,322	2	44	7,322	2	0	0	0
大崎市	90	14,635	12	90	14,652	12	0	17	0
加美町	56	8,161	9	56	8,161	9	0	0	0
栗原市	509	107,773	67	519	110,990	68	10	3,217	1
登米市	11	2,409	1	12	2,615	1	1	206	0
気仙沼市	278	36,687	54	283	37,767	53	5	1,080	▲ 1
南三陸町	86	8,245	13	86	8,270	13	0	25	0
合計	2,221	332,021	216	2,234	338,252	216	13	6,231	0

(表2) 第1期対策から第5期対策までの実績

	協定数	取組市町村数	交付面積(ha)	総事業費(千円)
1期対策(H12-H16)	328	21	2,613	387,296
2期対策(H17-H21)	253	14	2,182	287,527
3期対策(H22-H26)	232	13	2,100	294,958
4期対策(H27-R1)	234	13	2,314	344,720
5期対策(R2-R6) R4実績見込	216	13	2,234	338,252

2. 令和5年度計画について

(1) 取組み面積等

組織数	取組面積 (ha)	交付額 (百万円)
(216)	(2,234)	(338)
216	2,240	339

※上段()は、令和4年度実績見込値。

下段の令和5年度要望は、市町村要望調査(R5.1月時点)に基づく

○取組市町村：13市町村
大河原管内：白石市，角田市，
七ヶ宿町，川崎町，丸森町
仙台管内：仙台市，大和町
大崎管内：大崎市，加美町
栗原管内：栗原市
登米管内：登米市
気仙沼管内：気仙沼市，南三陸町

○主な変更内容

棚田地域振興活動加算の追加

(2) 令和5年度事業計画について

①担当国会議，支援研修会等の実施

i) 活動組織支援研修会の開催

→ 令和4年度に引き続き，協定役員の多くが参加でき，より制度の理解向上と継続意欲の醸成を図るため，協定組織に対する研修会を開催する。

ii) 市町村担当国会議の開催

→ 国からの制度改正点等の伝達及び適正な事務処理について説明。

②指導及び支援体制の強化

i) 抽出検査

・実施要領の運用に基づき，各協定組織で適切な活動が行われているか検査するもの。対策期間中に全協定を検査するものとする。市町村からの要請に応じて，県地方振興事務所も同席して指導支援。

③事業の評価と推進課題の検討

i) 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

④実施状況の公表

i) 「令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」として，交付金の交付状況，活動の実施状況等について，県政情報センター及び県ホームページにより，公表予定。

3. 宮城県内における中山間地域等直接支払交付金の集落協定の活動について

(1) 集落協定の区分と協定数

今期の集落協定は、①基礎単価(8割)で活動している集落協定、②体制整備単価(10割)で活動している集落協定、そして③加算措置を受けている集落協定の3つに区分できる。

加算措置は、意欲のある集落で要件を満たす共同活動を計画し、取組むことで交付されることから、活発な共同活動を実施している協定として捉えることが出来る。今回、集落協定をこの3区分で整理し、各区分の平均値を比較した。

各集落協定区分の協定数は、基礎単価協定が78協定、体制整備単価協定が112協定、加算措置協定が19協定である。

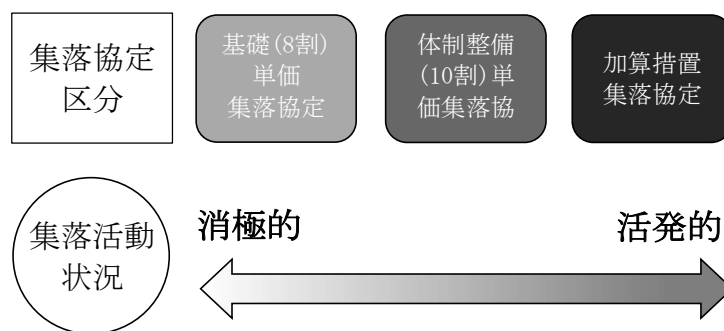


図1 協定区分

(2) 交付対象面積 (ha, 平均値) と協定参加人数 (人, 平均値)

加算措置集落協定の交付対象面積(平均値)は、全県と比較して倍以上多くなっており、ある程度の規模(20ha)がある地域で加算に取り組まれている。

協定参加人数においても、県平均値の倍以上の参加人数となっている。

(3) 協定参加者当たりの交付対象面積 (ha/人, 平均値)

協定参加者1人当たりの交付対象面積の平均値を比較すると、加算措置協定と体制整備単価協定は同程度の面積である。

(4) 中核的リーダー数 (人, 平均値)

集落の取決めの実施に当たり企画立案から合意形成までのとりまとめ等をおこなう中核的リーダー人数の平均値は、協定3区分の中で加算措置集落協定が最も高く、リーダーの存在が必要であることが伺える。

表1 集落区分と活動状況

	全集落協定 ①	基礎(8割) 単価協定	体制整備 (10割)単価 協定	加算措置 協定 ②	差 ②-①	備 考
1. 協定数						
協定数	209	78	112	19		加算措置協定数の割合 9.1%
2. 交付対象面積と協定参加人数						
平均交付対象面積 (ha)	10.0	5.2	11.3	22.4	12.4	加算措置協定の平均交付面積 が多い
平均協定参加者 数(人)	16.6	12.4	16.6	33.4	16.8	加算措置協定の平均参加者が 多い
3. 協定参加者当たりの交付対象面積						
参加者数当たり 平均交付対象面積 (ha/人)	0.61	0.42	0.68	0.67	0.07	加算措置協定の参加人数当 たりの面積は多い
4. 中核的リーダー数						
平均中核的 リーダー数(人)	1.3	1.1	1.4	1.6	0.3	加算措置協定は、中核的リー ダーが存在する
5. 平均年齢と年齢区分						
平均年齢(歳)	66.4	66.8	66.1	66.7	0.3	加算措置協定の平均年齢は、 若干高い
45～64歳割合 (%)	33.6	33.5	32.5	36.8	3.2	加算措置協定の実働年齢の割 合は高い
うち45～49 歳割合(%)	3.5	3.2	3.5	3.8	0.3	
うち50～54 歳割合(%)	5.3	5.5	4.8	6.2	0.9	
55～59歳割 合(%)	9.8	10.9	8.8	11.3	1.5	
60～64歳割 合(%)	15.0	13.9	15.4	15.5	0.5	
39歳以下割合 (%)	2.4	2.3	3.1	0.5	▲ 1.9	
40～44歳割合 (%)	2.4	1.5	3.0	1.9	▲ 0.5	
65～69歳割合 (%)	22.2	22.0	22.8	20.9	▲ 1.3	
70～74歳割合 (%)	18.0	18.4	17.9	17.3	▲ 0.7	
75～79歳割合 (%)	9.8	9.9	8.8	12.4	2.6	
80歳以上割合 (%)	11.7	12.4	11.8	10.3	▲ 1.4	

(5) 平均年齢と年齢区分

平均年齢を比較すると、体制整備単価集落協定が66.1歳と最も若く、次いで加算措置集落協定の66.7歳、基礎単価集落協定の66.8歳である。

一方、年齢構成別で比較すると、集落共同活動の主軸となる45歳から64歳までの構成比率は、加算措置集落協定の36.8%が最も高く、実際に活動できる人材が多いことが分かる。

4. 棚田地域振興法に係る宮城県の実施

(1) 宮城県の棚田地域振興法関係の状況について

令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）し、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定された。貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としている。棚田地域振興法における、指定棚田地域の指定を受けることにより、「棚田地域振興関連事業」の様々な優遇措置を受けることができる。

県内においては、現在、丸森町の「旧大内村」地区および登米市の「旧津山町沢田」地区が指定棚田地域の指定を受けており、大内青葉集落協定（丸森町）では令和4年度から指定棚田地域振興活動加算の措置をした。令和5年度からは、沢田集落協定において同加算を受けようとするものである。

(2) 棚田地域の定義

- ①昭和25年2月1日における市町村（旧旧市町村）の区域
- ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1ha以上あること

(3) 中山間地域等直接支払交付金における優遇措置

・特認地域の補助率嵩上げ

8法地域に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域（特認地域）は、指定棚田地域に位置づけられると特認地域でなくなり、補助率が1/3から1/2になる。

・指定棚田地域振興活動加算

指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた場合、対象農用地（田：1/20以上、畑15°以上の急傾斜農用地）に対し、1万円/10aを加算。

以下の項目について1つずつ、3つ以上の目標を達成できなければ、遡及返還の必要がある。

- ①棚田等の保全
- ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- ③棚田を核とした棚田地域の振興

(4) 指定棚田地域に指定された市町村

- 丸森町（旧大内村）令和4年2月指定
- 登米市（旧津山町）令和4年8月指定

(5) 棚田地域振興活動加算の目標について

登米市沢田集落協定において、令和5年度から棚田加算に取り組む予定。要領の運用第8の2の（2）に基づき、加算の目標について確認及び意見聴取を行うもの。

目標（案）については別紙のとおり。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の第8の2

「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(6) 今後の予定

- ・令和5年2月～ 指定棚田地域振興活動計画認定申請書提出：登米市
- ・令和5年6月30日まで 集落協定の認定申請
- ・令和5年7月31日まで 市町村長による認定

【別紙】登米市沢田地区 棚田地域振興活動加算の目標（案）

ア 棚田等の保全

- ①令和7年3月までに、すべての販売作物作付農用地に鳥獣被害対策として電気柵の設置などを講じ、生産性向上を図る。

現状値：トウモロコシ収穫本数 7,000 本（令和4年度）

目標値： " 9,000 本（令和6年度）

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ②棚田を活用したトウモロコシ等の農作物の販売額を令和7年3月までに令和4年度より10%増加させる。

現状値：農作物販売額 375,900 円（令和4年度）

目標値： " 413,490 円（令和6年度）

- ③棚田で生産するトウモロコシの栽培にあたり、化学肥料や化学合成農薬について、令和7年3月までに宮城県の慣行栽培とされている使用量から3割以上低減させ、環境保全型の農業に取り組む。

現状値：化学肥料 26kg/10a, 化学合成農薬有効成分数 8（R4.12時点）

目標値： " 18kg/10a, " 5（R7.3時点）

- ④令和7年3月までに棚田における鳥獣被害による被害額を5割減少する。

現状値：被害額 355,000 円（令和3年度）

目標値： " 177,500 円（令和6年度）

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ⑤棚田を利用した体験農園を年1回以上開催し、都市部から令和7年3月までに延べ30人以上の参加者を目指す。

現状値：参加者 年平均 10 人

目標値： " 延べ 30 人（令和5～6年度）

【参考】令和4年2月，農林水産省「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」選定
(農林水産省作成資料)



津山町沢田地区の棚田

「棚田栽培とうもろこしで繋ぎ広げる里山魅力」



日の出に見る沢田地区の佳境



援農ボランティアの方々と活動する棚田にて



棚田に広がるとうもろこし畑



日常の維持管理で守る棚田の里山風景

所在地 宮城県登米市津山町柳津字沢田

面積 5.2ha

法面の構造 土羽

力をいれている取組

農産物の供給の促進	—	良好な景観の形成	—
国土の保全、水源の涵養	○	伝統文化の継承	—
自然環境の保全	○	棚田を核とした地域の振興	◎

取組の内容

北上川沿いの丘陵地に位置する沢田地区は、棚田でとうもろこしを栽培しており、地区内外の人達も参加して苗植えや収穫を行っています。特産品であるとうもろこしを活用し、地域活性化に励んでいます。

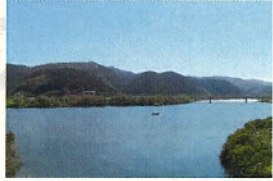
周辺施設情報

「道の駅」津山 もくもくランド



宮城県登米市津山町横山細屋26-1
0225-69-2341

北上川



—
—

登米市沢田地域

— 沢田の「味来」のファンづくりに向けた都市農村交流活動 —

沢田集落協定

代表:阿部 彰

人数:18名

地域概要・団体紹介

登米市津山町柳津にある沢田集落は、北上川沿いの丘陵地に位置する自然豊かな集落です。「味来」の里沢田集落では、味がとても良いと評判のとうもろこし「味来」を約20年前から作っています。集落協定のメンバーは18名です。担い手不足によって「味来」の栽培の継続に不安があり、そのために交流を通じて「味来」のファンを拡大し、販売数を増加させることを目標としています。



令和元年度 援農ボランティアでの集合写真

今年度の目標

「味来」のファンづくりのための企画活動を地域主体で作っていこう



\\達成するためにはどんなことが必要か\\

交流に来てくれた方とのつながりを大切にする

情報発信

組合員の目標を一致させる

今年度の取り組みスケジュール

2020.7 初回ミーティング

2020.7 ワークショップ①

■味来による活性化とは具体的にどんなことか

2020.8 企画ワークショップ②

■前回ワークショップの振り返り

■今後の流れについての打合せ

2020.12 阿部代表との会議

■今後の取り組みについて

2020.2 振り返りワークショップ③

■3年間の振り返り

■来年度以降の援農ボランティアのプログラムづくり

ワークショップの様子

7月に行ったワークショップは、組合員12名が集まり「味来による活性化とは具体的にどんなことか」というテーマで開催しました。将来の夢としては、地域の拠点となる農家レストランやカフェを作っていきたいという目標が出ました。そのためまずは、味来のファンを増やしていくための活動が必要であることを再認識しました。



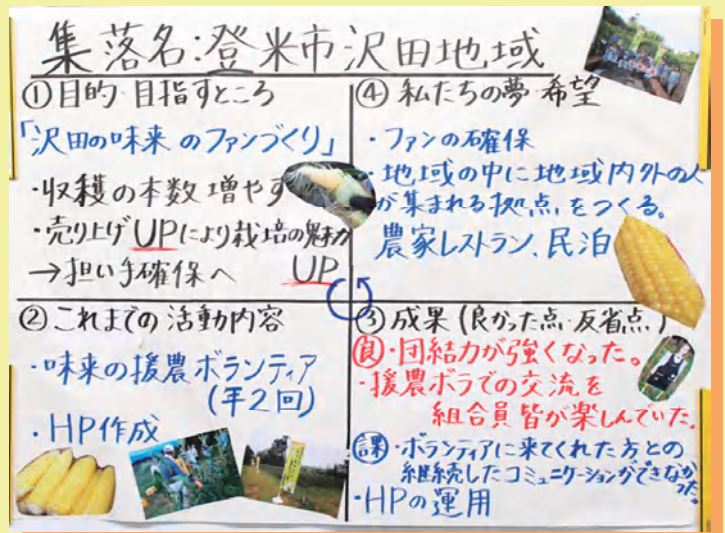
「味来」の収穫の様子

活動の様子

今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、援農ボランティアを募集することができませんでした。昨年度は「味来」の苗植え・収穫での援農ボランティアを募集し活動を行いました。活動の中では、昼食の振舞いや里山の散策等も行いました。地域へ人を呼ぶことへの楽しさを見出すことができました。

来年度に向けて

今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、なかなか思うように活動を行うことができませんでした。援農ボランティアを再開し、まずは昨年度来てくださったボランティアの方たちにまた来てもらうような働きかけを行っていかれています。つながりやコミュニケーションを大切にして「味来」のファンを作っていきたいと考えています。



62-2 日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金

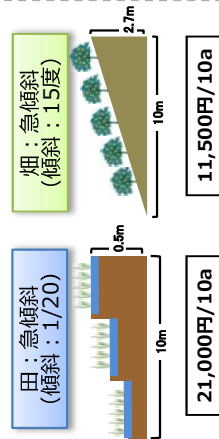
25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

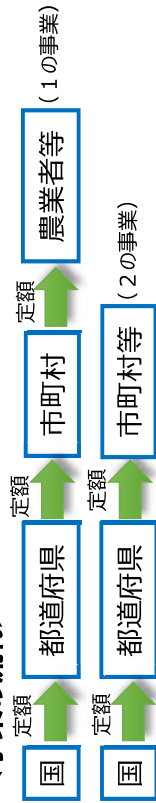


2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）